

## 第5編 緊急対処事態への対処

<p><b>第1編</b> [総論]</p>	<p>第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>第4章 町の地理的、社会的特徴</p> <p>第5章 町国民保護計画が対象とする事態</p>
<p><b>第2編</b> [平素からの備えや予防]</p>	<p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>第3章 災害時要援護者支援に関する平素からの備え</p> <p>第4章 生活関連等施設の把握等</p> <p>第5章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>第6章 国民保護に関する啓発</p>
<p><b>第3編</b> [武力攻撃事態等への対処]</p>	<p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>第2章 町対策本部の設置等</p> <p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第5章 救援</p> <p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第8章 被災情報の収集及び報告</p> <p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>第10章 国民生活の安定に関する措置</p> <p>第11章 特殊標章等の交付及び管理</p>
<p><b>第4編</b> [復旧等]</p>	<p>第1章 応急の復旧</p> <p>第2章 武力攻撃災害の復旧</p> <p>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</p>
<p><b>第5編</b> [緊急対処事態への対処]</p>	
<p><b>資料編</b></p>	

## 第5編 緊急処理事態への対処

### 1 緊急処理事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

町は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。